

秋田県警察本部訓令第18号

秋田県警察職員の倫理に関する訓令を次のように定める。

令和8年5月11日

秋田県警察本部長 小林 稔

秋田県警察職員の倫理に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、秋田県公務員倫理条例（令和8年秋田県条例第5号。第2条第3号、同条第4号、第3条第1項第3号を除き、以下「条例」という。）第4条第3項の規定に基づき、秋田県警察職員（条例第2条第1項第2号に規定する職員のうち警察本部長（以下「本部長」という。）が任命する職員をいう。以下「職員」という。）の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項を定めるものとする。

(倫理行動規準)

第2条 職員は、公務員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、次に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

- (1) 職員は、全体の奉仕者であり、県民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について県民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等県民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。
- (2) 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。
- (3) 職員は、法律又は条例により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の県民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。
- (4) 職員は、法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例、訓令及び例規に従い適正に職務を遂行しなければならないこと。
- (5) 職員は、職務外においても公務に悪影響を及ぼす行為をしてはならないこと。
- (6) 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。
- (7) 職員は、職務外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識しなければならないこと。

(利害関係者)

第3条 この訓令において、「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者（職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者、職員の裁量の余地が少ない職務に関する者又は外国政府若しくは国際機関若しくはこれらに準ずるものに勤務する者（当該外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものの利益のためにする行為を行う場合における当該勤務する者に限る。）を除く。）をいう。

- (1) 許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号に規定する許認可等をいう。）をする事務

当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等（条例第2条第1項第4号に規定する事業者等及び同条第2項の規定により事業者等とみなされる者をいう。以下同じ。）、当該許認可等の申請をしている事業者等又は個人（条例第2条第2項の規定により事業者等とみなされる者を除く。以下「特定個人」という。）及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

- (2) 補助金等（県が相当の反対給付を受けないで交付する補助金、利子補給金その他の給付金をいう。）を交付する事務

当該補助金等（県以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金であって、当該補助金等を直接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従って交付するものを含む。）の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者等又は特定個人、当該補助金等の交付の申請をしている事業者等又は特定個人及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

- (3) 立入検査又は監査（法令（条例及び規則を含む。）の規定に基づき行われるものに限る。以下「検査等」という。）をする事務

当該検査等を受ける事業者等又は特定個人

- (4) 不利益処分（行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分をいう。）をする事務  
当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名宛人となるべき事業者等又は特定個人

- (5) 行政指導（行政手続法第2条第6号に規定する行政指導をいう。）をする事務

当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人

- (6) 執行機関が所掌する事務のうち事業者等が行う営利を目的とする事業に対してする事務（前各号に掲げるものを除く。）

当該事業を行っている事業者等

- (7) 契約（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に規定する契約をいう。）に関する事務

当該契約を締結している事業者等又は特定個人、当該契約の申込みをしている事業者等又は特定個人及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

- 2 職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該職員の利害関係者であった者が、当該職員の異動後引き続き当該職に係る他の職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して3年間（当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該職に係る他の職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間）は、当該異動があった職員の利害関係者であるものとみなす。

- 3 他の職員の利害関係者が、職員をしてその職に基づく影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るため職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の職員の利害関係者は、当該職員の利害関係者でもあるものとみなす。

（禁止行為）

第4条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。）を受けること。
- (2) 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
- (3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
- (4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
- (5) 利害関係者から未公開株式（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。
- (6) 利害関係者から供応接待を受けること。
- (7) 利害関係者と共に遊技をすること。
- (8) 利害関係者と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。
- (9) 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。

2 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。

- (1) 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であつて、広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
- (2) 多数の者が出席する式典、総会その他の催物（これに引き続き行われる飲食を伴う懇談会その他の会合を含む。以下「式典等」という。）において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。
- (3) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
- (4) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車、船舶その他の乗物（当該利害関係者とその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該乗物の利用が相当と認められる場合に限る。）。
- (5) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
- (6) 多数の者が出席する式典等において、利害関係者から飲食物の提供を受けること。
- (7) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。

3 第1項の規定の適用については、職員（同項第9号に掲げる行為にあつては、同号の第三者。以下この項において同じ。）が、利害関係者から、物品及び不動産の購入若しくは借受けをした場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。  
（禁止行為の例外）

第5条 職員は、私的な関係（職員としての身分に関わらない関係をいう。以下同じ。）がある者であつて、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等に鑑み、

公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号（第9号を除く。）に掲げる行為を行うことができる。

2 職員は、前項の公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、倫理監督者（条例第8条第1項に規定する倫理監督者をいう。以下同じ。）に相談し、その指示に従うものとする。

3 第1項の「職員としての身分」には、職員が、本部長の要請に応じ特別職地方公務員等（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第2項に規定する特別職地方公務員等をいう。以下同じ。）となるため退職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合（一の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。）における特別職地方公務員等としての身分を含むものとする。

（利害関係者以外の者等との間における禁止行為）

第6条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受け等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

2 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

（利害関係者と共に飲食をする場合の届出）

第7条 職員は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が10,000円を超えるときは、次の各号に掲げる場合を除き、あらかじめ、倫理監督者が定める事項を倫理監督者に別に定める様式により届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかつたときは、事後において速やかに当該事項を届け出なければならない。

(1) 多数の者が出席する式典等において、利害関係者と共に飲食をするとき。

(2) 私的な関係がある利害関係者と共に飲食をする場合であつて、自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係がある者であつて利害関係者に該当しないものが負担するとき。

（講演等に関する規制）

第8条 職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演（地方公務員法第38条第1項の許可を得てするものを除く。以下「講演等」という。）をしようとする場合は、あらかじめ別に定める基準により倫理監督者の承認を得なければならない。

（倫理監督者への相談）

第9条 職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第4条第1項各号に掲げる行為に

該当するかどうかを判断することができない場合には、倫理監督者に相談し、その指示に従うものとする。

(贈与等の報告)

第10条 条例第5条の規定により倫理規則等で定める報酬は、次の各号のいずれかに該当する報酬とする。

- (1) 利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬
- (2) 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等の報酬のうち、職員の現在又は過去の職務に関係する事項に関する講演等の報酬

2 条例第5条第4号の規定により倫理規則等で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 贈与等（条例第5条に規定する贈与等をいう。以下同じ。）の内容又は報酬（同条に規定する報酬をいう。以下同じ。）の内容
- (2) 贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と当該贈与等又は当該報酬の支払を受けた職員の職務との関係及び当該事業者等と当該職員が属する行政機関との関係
- (3) 条例第5条第1号の価額として推計した額を記載している場合においては、その推計の根拠
- (4) 供応接待を受けた場合においては、当該供応接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供応接待の場に居合わせた者の人数及び職業（多数の者が居合わせた式典等の場において受けた供応接待にあっては、当該供応接待の場に居合わせた者の概数）
- (5) 条例第2条第2項の規定の適用を受ける同項の役員、従業員、代理人その他の者（以下「役員等」という。）が贈与等をした場合においては、当該役員等の役職又は地位及び氏名（当該役員等が複数であるときは、当該役員等を代表する者の役職又は地位及び氏名）

(贈与等報告書の様式)

第11条 条例第5条の贈与等報告書（以下「贈与等報告書」という。）の様式は別に定める。

(贈与等報告書の閲覧)

第12条 条例第6条第2項の規定による贈与等報告書の閲覧（以下「贈与等報告書の閲覧」という。）の請求は、当該贈与等報告書の提出期限の翌日から起算して60日を経過した日の翌日以後これを行うことができる。

2 贈与等報告書の閲覧その他必要な事項については別に定める。

(倫理監督者の責務等)

第13条 倫理監督者は、条例又はこの訓令に定める事項の実施に関し、次の各号に掲げる責務を有する。

- (1) 職員からの第5条第2項又は第9条の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。
- (2) 職員が特定の者と県民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、職員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指示及び助言を行うこと。
- (3) 職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。
- (4) 条例又はこの訓令に違反する行為があった場合にその旨を本部長に報告すること。

2 倫理監督者は、職員に、条例又はこの訓令に定めるその職務の一部を行わせることができる。

附 則

この訓令は、令和8年5月11日から施行する。